

(対後藤大臣)

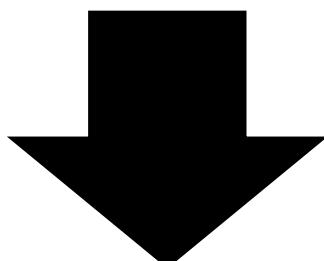
4月27日 参・内閣委 大島 九州男 君

問1(対大臣). 業務委託事業者から特定受託事業者に対し報酬額の明示が行われた後に、業務委託事業者がインボイス発行事業者でないことが分かった場合、そのことを理由として、報酬額の減額を特定受託事業者に求めることは、本法案第3条第1項ただし書の「正当な理由があるもの」に該当しないという理解でよいか。

【注】

1. 本法案第3条第1項の「その内容が定められないことにつき正当な理由がある」とは、取引の性質上、業務委託に係る発注をした時点ではその内容を決定することができないと客観的に認められる理由がある場合をいう。

2. 例えば、ソフトウェア開発委託において、委託した時点では最終ユーザーが求める仕様が確定しておらず、正確な委託内容を決定できない場合などには、「内容を定められないことにつき正当な理由がある」場合に該当すると考えられる。



3. 議員御指摘のように、発注事業者からフリーランスに対し、報酬額の明示が既に行われているような場合、事後的にそのフリーランスがインボイス発行事業者でないことを知ったとしても、それは「内容を定められないことにつき正当な理由がある」場合には該当せず、原則として、既に明示した報酬額を支払うことになるものと考えている。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

（参考1）下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（平成15年公正取引委員会事務総長通達第18号）（抜粋）

第3 親事業者の書面交付の義務

2 3条書面の交付の時期

(1) (略)

(2) 「その内容が定められないことについて正当な理由がある」とは、取引の性質上、製造委託等をした時点では必要記載事項の内容について決定することができないと客観的に認められる理由がある場合であり、次のような場合はこれに該当する。ただし、このような場合であっても、親事業者は、特定事項がある場合には、特定事項の内容が定められない理由及び特定事項の内容を定めることとなる予定期日を当初書面に記載する必要がある。また、これらの特定事項については、下請事業者と十分な協議をした上で、速やかに定めなくてはならず、定めた後は、「直ちに」、当該特定事項を記載した補充書面を下請事業者に交付しなければならない。

- ソフトウェア作成委託において、委託した時点では最終ユーザーが求める仕様が確定しておらず、下請事業者に対する正確な委託内容を決定することができない等のため、「下請事業者の給付の内容」、「下請代金の額」、「下請事業者の給付を受領する期日」又は「受領場所」が定まっていない場合
 - 広告制作物の作成委託において、委託した時点では制作物の具体的な内容が決定できない等のため、「下請事業者の給付の内容」、「下請代金の額」又は「下請事業者の給付を受領する期日」が定まっていない場合
 - 修理委託において、故障箇所とその程度が委託した時点では明らかでないため、「下請事業者の給付の内容」、「下請代金の額」又は「下請事業者の給付を受領する期日」が定まっていない場合
 - 過去に前例のない試作品等の製造委託であるため、委託した時点では、「下請事業者の給付の内容」又は「下請代金の額」が定まっていない場合
 - 放送番組の作成委託において、タイトル、放送時間、コンセプトについては決まっているが、委託した時点では、放送番組の具体的な内容については決定できず、「下請代金の額」が定まっていない場合
- (3) (略)

（参考2）「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A」（財務省、公正取引委員会、経済産業省、中小企業庁、国土交通省：令和4年1月19日策定、令和4年3月8日改正）（抜粋）

Q 7 仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことを検討していますが、独占禁止法などの上ではどのような行為が問題となりますか。

（略）

1 取引対価の引下げ

・・・下請法の規制の対象となる場合で、事業者（買手）が免税事業者である仕入先に対して、仕入先の責めに帰すべき理由がないのに、発注時に定めた下請代金の額を減じた場合には、下請法第4条第1項第3号で禁止されている下請代金の減額として問題となります。この場合において、仕入先が免税事業者であることは、仕入先の責めに帰すべき理由には当たりません。

（略）

(参考3) インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方（公正取引委員会ウェブサイト「インボイス制度関連コーナー」）

インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方

【事例1】

- 「報酬総額11万円」で契約を行った。
- 取引完了後、インボイス発行事業者でなかつたことが、請求段階で判明したため、下請事業者が提出してきた請求書に記載された金額にかかわらず、消費税相当額の1万円の一部又は全部を支払わないことにした。



→それ、下請法違反です！

発注者（買手）が下請事業者に対して、免税事業者であることを理由にして、消費税相当額の一部又は全部を支払わない行為は、下請法第4条第1項第3号で禁止されている「下請代金の減額」として問題になります。

（参考4）特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案（抜粋）

（特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等）

第三条 業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により特定受託事業者に対し明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、業務委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により特定受託事業者に對し明示しなければならない。

2 (略)

（特定業務委託事業者の遵守事項）

第五条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

一 (略)

二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減ずること。

三～五 (略)

2 (略)

(参考5) 下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)
(抜粋)

(書面の交付等)

第三条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その記載を要しないものとし、この場合には、親事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を記載した書面を下請事業者に交付しなければならない。

2 (略)

(親事業者の遵守事項)

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号(役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。)に掲げる行為をしてはならない。

一~二 (略)

三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

四~七 (略)

2 (略)

(対後藤大臣)

4月27日 参・内閣委 大島 九州男 君

問2(対大臣) 本法案第5条第1項第2号において、報酬の額を減ずることは禁止されているが、同規定に基づけば、インボイス発行事業者でないことを理由に消費税相当額分を減額させることは行ってはいけないという理解でよいか。

1. 本法案の禁止規定については、下請代金法にも同様の規定が設けられているため、下請代金法と同様の解釈を探ることが適当と考えている。

2. 例えば、発注事業者がフリーランスと業務委託契約を締結した後に、そのフリーランスが免税事業者であることだけを理由として、一方的に、報酬額を減額した場合には、第5条第1項第2号で禁止されている「報酬の減額」として問題になり得る。

3. この場合、「フリーランスが免税事業者であること」は、「特定受託事業者の責めに帰すべき事由」には該当しないと考えている(注)。

(注) 下請代金法上の減額では、同様の考え方をインボイスQ&Aで公表している(参考1)。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(参考1)「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A」(財務省、公正取引委員会、経済産業省、中小企業庁、国土交通省:令和4年1月19日策定、令和4年3月8日改正) (抜粋)

Q 7 仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことを検討していますが、独占禁止法などの上ではどのような行為が問題となりますか。

(略)

1 取引対価の引下げ

・・・下請法の規制の対象となる場合で、事業者（買手）が免税事業者である仕入先に対して、仕入先の責めに帰すべき理由がないのに、発注時に定めた下請代金の額を減じた場合には、下請法第4条第1項第3号で禁止されている下請代金の減額として問題となります。この場合において、仕入先が免税事業者であることは、仕入先の責めに帰すべき理由には当たりません。

(略)

(参考2) インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方（公正取引委員会ウェブサイト「インボイス制度関連コーナー」）

インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方

【事例1】

- 「報酬総額11万円」で契約を行った。
- 取引完了後、インボイス発行事業者でなかつたことが、請求段階で判明したため、下請事業者が提出してきた請求書に記載された金額にかかわらず、消費税相当額の1万円の一部又は全部を支払わないことにした。



→それ、下請法違反です！

発注者（買手）が下請事業者に対して、免税事業者であることを理由にして、消費税相当額の一部又は全部を支払わない行為は、下請法第4条第1項第3号で禁止されている「下請代金の減額」として問題になります。



(参考3)「減額」に関する規定

○特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案（抜粋）

（特定業務委託事業者の遵守事項）

第五条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

- 一 (略)
- 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減ずること。
- 三～五 (略)
- 2 (略)

○下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）（抜粋）

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあっては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

- 一～二 (略)
- 三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。
- 四～七 (略)
- 2 (略)

(対後藤大臣)

4月27日 参・内閣委 大島 九州男 君

問3(対大臣) 本法案第5条第1項第4号において、通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めることは禁止されているが、同規定に基づけば、インボイス発行事業者でないことを理由として、インボイス発行事業者と比して低い報酬の額を設定することは行ってはいけないという理解でよいか。

1. 本法案の禁止規定については、下請代金法にも同様の規定が設けられているため、下請代金法と同様の解釈を探ることが適当と考えている。
2. 例えば、継続的な取引関係にある発注事業者からの依頼を受けてフリーランスがインボイス発行事業者になったにもかかわらず、その後の価格交渉に応じず、一方的に単価を据え置くことを決定するような場合には、第5条第1項第2号で禁止されている「買いたたき」として問題になり得る。
3. また、発注事業者からインボイス発行事業者になることを依頼されたフリーランスがインボイス発行事業者とならない場合に、依頼を拒否し、免税事業者であることのみを理由として、一方的に、取引価格を引き下げ、著しく低い取引価格を決定するような場合には、「買いたたき」として問題になり得る。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

（参考1）「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A」（財務省、公正取引委員会、経済産業省、中小企業庁、国土交通省：令和4年1月19日策定、令和4年3月8日改正）（抜粋）

Q 7 仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことを検討していますが、独占禁止法などの上ではどのような行為が問題となりますか。

（略）

1 取引対価の引下げ

・・・下請法の規制の対象となる場合で、事業者（買手）が免税事業者である仕入先に対して、給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対して通常支払われる対価に比べて、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような下請代金など、著しく低い下請代金の額を不当に定めた場合には、下請法第4条第1項第5号で禁止されている買いたたきとして問題となります。

下請法の規制の対象となる場合で、事業者（買手）からの要請に応じて仕入先が免税事業者から課税事業者となった場合であって、給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い下請代金の額を不当に定めた場合についても、同様です。

（略）

（参考2）インボイス制度後の免税事業者との取引に係る下請法等の考え方（公正取引委員会ウェブサイト「インボイス制度関連コーナー」）

- 繼続的に取引関係のある下請事業者と、免税事業者であることを前提に「単価10万円」で発注を行つた。
- その後、今後の取引があることを踏まえ、下請事業者に課税転換を求めた。結果、下請事業者が課税事業者とみなされ、一方的に単価を交渉に応じず、一方的に単価を定めた。



→それ、下請法違反となるおそれがあります！

下請事業者が課税事業者になつたにもかかわらず、免稅事業者であることを前提に行われた単価からの交渉に応じず、一方的に従来どおりに単価を据え置いて発注する行為は、下請法第4条第1項第5号で禁止されている「買いたたき」として問題になるおそれがあります。

(参考3) 「買いたたき」に関する規定

○特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案（抜粋）

（特定業務委託事業者の遵守事項）

第五条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

一～三 （略）

四 特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること。

五 （略）

2 （略）

○下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）（抜粋）

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあっては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

一～四 （略）

五 下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。

六～七 （略）

2 （略）

(対後藤大臣)

4月27日 参・内閣委 大島 九州男 君

問4(対大臣) 本法案第5条第2項第2号において、特定受託事業者の給付の内容を変更させることにより特定受託事業者の利益を不当に害してはならない旨規定されているが、同規定に基づけば、特定受託事業者がインボイス発行事業者でないことを理由として、給付内容を変更させたり、給付をやり直せることは行ってはいけないという理解でよいか。

1. 本法案の禁止規定については、下請代金法にも同様の規定が設けられているため、下請代金法と同様の解釈を探ることが適当と考えている。
2. 例えば、発注事業者がフリーランスに対し、そのフリーランスが免税事業者であることだけを理由として、報酬を減額しない条件として、費用を一切負担することなく、一方的に、追加的な作業を行わせる場合には、第5条第2項第2号で禁止されている「給付内容の変更・やり直し」として問題となり得る。
3. この場合、「フリーランスが免税事業者であること」は、「特定受託事業者の責めに帰すべき事由」には該当しないと考えている(注)。
- (注) インボイスQ&Aでは、下請代金法上の給付内容等の変更に係る項目はないものの、減額、受領拒否又は返品の禁止規定に係る解釈として、同様の考え方を公表している(参考1)。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(参考1)「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ & A」(財務省、公正取引委員会、経済産業省、中小企業庁、国土交通省:令和4年1月19日策定、令和4年3月8日改正) (抜粋)

Q 7 仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことを検討していますが、独占禁止法などの上ではどのような行為が問題となりますか。

(略)

1 取引対価の引下げ

・・・下請法の規制の対象となる場合で、事業者（買手）が免税事業者である仕入先に対して、仕入先の責めに帰すべき理由がないのに、発注時に定めた下請代金の額を減じた場合には、下請法第4条第1項第3号で禁止されている下請代金の減額として問題となります。この場合において、仕入先が免税事業者であることは、仕入先の責めに帰すべき理由には当たりません。

(略)

2 商品・役務の成果物の受領拒否、返品

・・・下請法の規制の対象となる場合で、事業者（買手）が免税事業者である仕入先に対して、仕入先の責めに帰すべき理由がないのに、給付の受領を拒む場合又は仕入先に給付に係る物を引き取らせる場合には、下請法第4条第1項第1号又は第4号で禁止されている受領拒否又は返品として問題となります。この場合において、仕入先が免税事業者であることは、仕入先の責めに帰すべき理由には当たりません。

(略)

（参考2）「給付内容の変更・やり直し」に関する規定

○特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案（抜粋）

（特定業務委託事業者の遵守事項）

第五条（略）

2 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、次に掲げる行為をすることによって、特定受託事業者の利益を不当に害してはならない。

一（略）

二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の内容を変更させ、又は特定受託事業者の給付を受領した後（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、特定受託事業者から当該役務の提供を受けた後）に給付をやり直させること。

○下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）（抜粋）

（親事業者の遵守事項）

第四条（略）

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあっては、第一号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一～三（略）

四 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の内容を変更させ、又は下請事業者の給付を受領した後に（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした後に）給付をやり直させること。

(対後藤大臣)

4月27日 参・内閣委 大島 九州男 君

問5(対大臣) 本法案第6条第3項において、第一項の規定による申出をしたことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない旨規定されているが、特定受託事業者が、業務委託事業者の行為を本法案に照らして違反であるなど指摘するような事業者であった場合、そのような特定受託事業者事業者であることを理由として、取引を停止してはいけないという理解でよいか。

1. 本法案第6条第3項は、発注事業者に対し、フリーランスが公正取引委員会等に違反行為に係る申出をしたことを理由として、取引の停止などの不利益な取扱いをしてはならない旨を規定するもの。
2. フリーランスが公正取引委員会等に対して「発注事業者の行為が本法案に違反している」旨の申出を行ったことのみを理由として、発注事業者が一方的に取引停止を行う場合には、第6条第3項で禁止されている「不利益取扱い」に該当し、勧告等の対象となり得る。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

（参考 1）関係条文

○特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案（抜粋）

（申出等）

第六条 業務委託事業者から業務委託を受ける特定受託事業者は、この章の規定に違反する事実がある場合には、公正取引委員会又は中小企業庁長官に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

- 2 公正取引委員会又は中小企業庁長官は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるとときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。
- 3 業務委託事業者は、特定受託事業者が第一項の規定による申出をしたことを理由として、当該特定受託事業者に対し、取引の数量の削減、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。

○下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）（抜粋）

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

一～六 略

七 親事業者が第一号若しくは第二号に掲げる行為をしている場合若しくは第三号から前号までに掲げる行為をした場合又は親事業者について次項各号の一に該当する事実があると認められる場合に下請事業者が公正取引委員会又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

- 2 (略)

（参考2）下請取引適正化推進講習会テキスト（公正取引委員会ウェブサイトにて公表）（抜粋）

キ 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）

第4条第1項 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第1号及び第4号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

七 親事業者が第1号若しくは第2号に掲げる行為をしている場合若しくは第3号から前号までに掲げる行為をした場合又は親事業者について次項各号の一に該当する事実があると認められる場合に下請事業者が公正取引委員会又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

親事業者は、下請事業者が親事業者の本法違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、その下請事業者に対して取引数量を減じたり、取引を停止したり、その他不利益な取扱いをすると本法違反となる。

● この規定が設けられたねらい

下請事業者が親事業者の報復を恐れず公正取引委員会や中小企業庁に対し、親事業者の本法違反行為を申告できるようにするためである。